

EPOにおける interviews and oral proceedings がテレビ会議で実施可能

2012年05月07日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

EP 特許出願の審査段階において、個人面談（電話協議を除く）を行う場合、基本的には出願人の代理人が EPO に直接出向く必要がありました。また、口頭審理を行う場合も、出願人の代理人が EPO に直接出向くか、又は、テレビ会議により行う必要がありました。

このたび、2012年05月01日からテレビ会議により個人面談または口頭審理を行うことが可能となりました。テレビ会議を行うために、EPO は、ISDN および IP technology (SIP and H.323) をサポートしています。以下に簡単に説明します。

【全3頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.